

調査及び立法考査局

国会の立法活動を補佐するため、国会議員やその他の国会関係者に対して、法案等の分析・評価、国政審議に係る調査及び情報提供を行います。

また、国会情報・立法情報への国民のアクセスを容易にし、国会と国民とをつなぐ役割も果たします。これら広範な業務を行うため、法律、政治、経済、社会、科学技術等、多様な分野の人材が専門知識をいかして活躍しています。

依頼調査



国会議員等から調査の依頼を受けて、所蔵資料やデータベースを使って調査を行う。



調査について打合せ。報告書にまとめることや、国会議員に直接説明することもある。

国政課題に関する調査研究

国会で論点になりそうな国政課題に関する調査研究を行い、その結果をレポートに取りまとめ、刊行物として国会議員等に提供する。それぞれの問題について、法制度・政策の変遷、諸外国の法制度との比較、政府の見解、有識者による賛否の意見を分かりやすくまとめる。国会審議に資するよう、著者自身の説を提示するのではなく、出典を示しながら多様な見解を客観的に紹介する。



国会関連情報の提供



「国会会議録検索システム」では、第1回国会（昭和22（1947）年）から現在までの国会会議録を画像及びテキストデータで提供し、発言者名による検索や発言の全文検索が可能。また「日本法令索引」では、公正式施行（明治19（1886）年）以降の法令の改廃経過や法案の審議経過の情報を提供し、他サイトへのリンクにより法令・法案の本文も参照が可能。これらのデータベースを作成、維持管理し、国会と国民とをつなぐ。

「立法府のブレイン」を目指して

大湖 彬史 憲法課副主査



言論の府とも呼ばれる国会では、様々な議案・政策について国会議員による議論が数多く行われています。調査及び立法考査局は、文献等の資料やそれらに基づく客観的な調査・分析の提供など、高度な専門性に基づいた付加価値の高いサービスを的確に遂行することにより、「立法府のブレイン」として国会の活動を情報面から補佐する役割を担っています。

情報通信技術が発達した現在、社会には情報があふれ、かえって正確な情報を得ることが難しくなっているといわれています。調査及び立法考査局は「立法府のブレイン」であろうとする以上、調査回答やレポート（左ページ「依頼調査」及び「国政課題に関する調査研究」参照）には、正確かつ客観的な事実と、そこから論理的に導かれる調査・分析が記載されていなければなりません。

そのためには、各調査員が担当するテーマ（私であれば憲法、国民投票、皇室制度等）について日頃の情報収集・勉強を欠かさないとともに、

「提供資料に過不足はないか」「調査・分析に事実誤認はないか」などと、一つ一つの作業について上司と相談しつつ丁寧に取り組む姿勢が必要です。

例えば、ある国で行われた憲法改正に関するレポートを作成する場合には、法令用語をどのように訳すか、その国における憲法とは何を意味するのか（我が国のように単一の憲法典にまとまっているとは限りません）、議会、政府等の解説資料から引用すべきものはないかといった点を確認しなければなりません。

もちろん、私自身「まだまだだなあ……」と思うことばかりです。しかし、逆にいえば常に成長を感じることができる職場ですし、当館の豊富な資料や専門的知識を持った職員が日頃の業務を支えてくれます。皆さんと共に働ける日を楽しみにしています。



調査に必要な文献の見つけ

学生時代の専攻

法学

Career

- H28.4 調査及び立法考査局国会レファレンス課
- H29.4 調査及び立法考査局行政法務課
- R2.4 出向（衆議院法制局）
- R4.7 調査及び立法考査局憲法課（副主査）